

### 第3回情報保全諮問会議 議事要旨

#### 1 日時

平成26年9月10日（水）午前10時35分頃から午前11時45分頃までの間

#### 2 場所

総理官邸4階大会議室

#### 3 出席者

（構成員）

塩入 みほも	駒澤大学法学部准教授
清水 勉	日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員
住田 裕子	弁護士
永野 秀雄（主査）	法政大学人間環境学部教授
南場 智子	株式会社ディー・エヌ・エー取締役 ファウンダー
渡辺 恒雄（座長）	読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆

（政府側）

安倍内閣総理大臣  
松島国務大臣  
加藤内閣官房副長官  
礒崎内閣総理大臣補佐官  
杉田内閣官房副長官  
北村内閣情報官  
能化特定秘密保護法施行準備室長

#### 4 配付資料

- (1) 意見募集の結果概要（案）（資料1）
- (2) 意見募集に対し寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方（案）（資料2）
- (3) 特定秘密の保護に関する法律施行令（案）（資料3）
- (4) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（案）（資料4）
- (5) 内閣府本府組織令の一部を改正する政令（案）（資料5）
- (6) 今後のスケジュール（資料6）

#### ※ 参考資料

- (1) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準案（パブリック・コメント前後の見え消し版）
- (2) 運用基準案及び政令案への情報保全諮問会議委員からのコメントとコメントに対する考え方（第2回情報保全諮問会議以降）

## 5 議事概要

(冒頭座長挨拶までカメラ撮りあり。)

(1) 冒頭、安倍総理大臣から概要以下とおりの挨拶を行った。

- 第2回会議においては、特定秘密保護法の適正な運用を図るための考え方や仕組みを盛り込んだ運用基準の素案をお示しした。その後、政令や運用基準の案に対するパブリック・コメントを1か月にわたって実施し、国民から数多くの御意見を頂戴した。
- 第2回会議においては、委員の皆様から、パブリック・コメントで寄せられた意見には真摯に対応して欲しいとの御要望を頂いたところである。政府としては、頂いた意見一つ一つについてしっかりと検討を行い、採用するものは採用させていただいた。理由を含め、その結果を丁寧にお示ししたいと考えているところである。
- 本日の会議においては、パブリック・コメントの結果やその結果を踏まえた修正点について、政府側から説明をし、委員の皆様から御意見を承ることとしている。その上で、政府において、閣議決定案の取りまとめに向けた最終調整を行っていきたいと考える。
- 特定秘密保護法の施行に当たって、万全の施行体制を整備し、適正な運用を積み重ねていくことこそ、国民の信頼を得る上で最も大切なことであると認識している。今後、政令や運用基準を策定するとともに、法律の適正な運用を確保するため、内閣保全監視委員会や独立公文書管理監等、体制を確実に整備していく考えである。
- 委員の皆様方におかれては、これまで多大な御尽力を頂いたことについて、改めて御礼申し上げるとともに、特定秘密保護法の適正な運用を確保するため、引き続き、御協力いただきたくお願い申し上げます次第である。

(2) 渡辺座長から概要以下のとおりの挨拶を行った。

- 今回は、20,000通を超えるパブリック・コメントを頂き、中々シャープな御意見があり、それを色々と取り入れた上で運用基準が修正されたと考えている。
- 自分はメディア界に籍を置く者であるので、報道の自由、取材の自由、表現の自由が守られる仕組みになっているかということに一番関心があったが、今回のパブリック・コメントで出された意見を踏まえて、運用基準の中で国民の知る権利の尊重について改めて明記されたということは高く評価している。

- この法律が成立したときに治安維持法の復活だといういわれのない批判がずいぶんとあったが、そういう批判は消えたように感じる。
  - 言論界、報道界に身を置く者として、メディアの人間も万能ではないのであって、何でもかんでもすべて自由、野放図な自由というものは間違っていると考えている。誤報、ねつ造等の問題で今いろいろ議論されているが、これは特定秘密保護法で規制されるのではなく、自分が日本新聞協会の会長を務めているときに作った新聞倫理綱領に適合しないものは、業界自身の中で自浄作用を働かせなければならない。自発的に間違っただけのものは間違っただけと早く認め、国民の言論、新聞に対する信頼を傷つけるような報道が時々あるので、そういうものは、この法律で規制されないうちに、規制される必要もないと思うが、自浄作用で克服しなくてはならないと考える。
- (3) 渡辺座長の挨拶終了後、公務のため、安倍総理大臣は退室し、その後、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当することとなった松島国務大臣の紹介が行われた。
- (4) 北村内閣情報官から、配付資料に基づき、パブリック・コメントの結果概要やパブリック・コメントで寄せられた意見を踏まえた修正点について説明を行った。
- (5) 出席者から概要以下のとおり発言があった。なお、当日御都合により欠席された宇賀克也委員から頂いたコメントについては、永野主査が代読を行った。
- (パブリック・コメントの結果等について)
- 第2回諮問会議において、我々委員の多くが、パブリック・コメントで出された意見に対しても、我々の意見に対してと同様に真摯に対応し、積極的に反映させていただきたいとお願いをしていたところであるが、実際に23,820通という膨大な数の意見が寄せられたのに対し、その全てに目を通し、それを内容的に整理して、600項目に集約した上、一問一答形式で非常に丁寧に政府の考え方を示していただいた。そして、それらの意見を踏まえて、現に一定の修正が施されており、真摯に御対応いただいたものと評価している。
  - 今回のパブリック・コメントに対してこれほどまでの意見が寄せられるとは、予想していなかった。法律に反対か賛成かということ自体は割と議論が簡単であるが、出来上がった法律についてどこをどういうふうに手を加えていけば良いのかということについては、国民は多分ほとん

ど考えたことがない状況の中で、「果たして何件の意見が来るのだろうか」、「100件、200件くらいは来るのであろうか」と考えていた。また、それなりに問題点についての的確に指摘することができる人達は少ないのではないかと想像していた。

しかし、それは見事に裏切られた。確かに、細かいところで「実はそうではないのではないか」という部分はあったが、今回非常に真剣に考えていただいて、それぞれ自分が問題関心を持っている分野について、御意見を出していただいたという印象を受けた。つまり、抽象的な制度の是非論ではなく、この制度をどのようにしていけば良いか、情報保全をどうしていけば良いかということ、法律の賛成・反対を超えて、真摯に意見を出していただいたということは、とても意味があることであったと思う。

- 私自身、この法律に賛成か反対かという問題ではなく、情報保全の仕組みは必要なわけであり、それをどうすればより合理的かつ問題ない形で運用できるかどうかということ、これを課題としていたわけであるが、今回のパブリック・コメントで頂いた意見の中には、反対という意見や廃止すべきだという意見もあったが、多くのものは「ここはこうすべき」、「ここはどうなんだ」ということを率直に御意見いただいた。そのおかげで、こういうところに国民は関心を持っているのかということを知り、改めて自分で運用基準を見直さなければいけないと思うきっかけになり、非常に意味のあるパブリック・コメントであったと思う。
- 今日の第3回諮問会議までの期間が短かったのではないかと外部からは見えるかもしれないが、実はこの夏の間中、事務局は頻繁にメールや郵送物で大量の資料を送ってきて、「これを検討してほしい」というふうに言ってきたわけであり、おかげでこの夏は非常に充実した時間を過ごすことができた。
- これまでの事務局の御苦勞のみならず、やはり委員もそれなりに努力をしたんだということがこの分厚い資料の中に残っているのではないかなと思う。
- パブリック・コメントについては、出来るだけ、一つずつの意見に対して冗長を厭わず、仕組みについて一から書き起こすことにより、誤解や懸念や不安を払拭していただきたい思い、事務局に丁寧な対応をお願いしたこともあり、このような大部に渡る資料になったと思うが、これがホームページ上で明らかになることによって、運用においても、国民の皆様のお意見を承りつつ進めていくという当方の意気込みのようなものを感じとっていただければありがたいと考える。
- パブリック・コメントに関して、形式的ではなく、真摯に対応してい

ただきたいと、また、反映しない意見についても丁寧な説明をお願いしたいということを準備会合や第2回情報保全諮問会議でも重ねて発言した。今回の案は、国民への説明は充実していると感じる。率直に申し上げると、法案検討時におけるパブリック・コメント対応結果と比べると格段に充実したのではないかと感じた。

- 特定秘密保護法施行令案及び運用基準案については、多くの国民の方からコメントが寄せられ、また、それを踏まえた案の修正が行われ、大変有意義なパブリック・コメント手続であったと考える。情報保全諮問会議の一員として、今回寄せられた御意見に示された御指摘、御懸念を念頭に置きつつ、今後の議論に参加してまいりたいと考えている。
- 今回政令案等につき、パブリック・コメント手続を通じて、約24,000通もの意見が寄せられたことは大変ありがたいことであると感謝している。また、今回のパブリック・コメントに対する特定秘密保護法施行準備室の対応も非常に丁寧なものであり、感謝している。  
2013年10月4日に公表された『特定秘密の保護に関する法律案の概要』に対する意見募集の結果では、約9万通もの御意見を頂きながら、わずか2ページのまとめが公表されたのみであり、対応に丁寧さが欠けていると不満に感じていた。これに比べると、本日配付されている資料2「意見募集に対して寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方(案)」は、非常に丁寧な対応がなされており、また、合計27箇所の修正がなされたことには、大きな意味があると考えている。
- 特定秘密保護法に関して、国民の方が色々な懸念や不安を抱えている点を、今回の修正点が明らかにしたのではないかと思う。やはり、運用基準案Iにおいて、憲法第21条等について具体的に記述したということ、これは本当に大きいと思う。そして、制度として、読み方に誤解を招きそうなものに関しても、しっかりと書き込むことによって、更に国民の皆様方にも分かりやすく、また、運用上も相当性が増したのではないかなと思う。
- 例えば、緊急廃棄に関して、施行令案では各行政機関の内部規程で定めるものとされているところ、以前この点について、廃棄という重大な問題に関わるものであるため、その一定の判断基準なり手続の在り方等についてももう少し踏み込んだ定めが必要なのではないかという意見を申し上げたが、緊急避難的措置だからということで採用には至らなかった経緯があった。しかしながら、この度のパブリック・コメントにおける意見を踏まえて、緊急廃棄に関する一定の手続規定が定められるに至ったことは、パブリック・コメントの成果であると言えることができる。
- 制度としても新たな項目を入れること、また運用基準案VI「本運用基

準の見直し」において、我々にもしっかりと仕事をしなさいという形での見直しが明記されたこと等、制度としてきめ細かく、全体的な整合性が更に増したと思っており、国民の皆様から多種多様な意見を頂いたが、こういう形で結実したことを本当に嬉しく思っている。

- 国民からの指定解除請求権について、将来的には検討課題として挙げていただきたいとの意見を申し上げてきたところであるが、この点に関する政府の考え方として、資料2「意見募集に対し寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方(案)」や参考資料2「運用基準案及び政令案への情報保全諮問会議委員からのコメントとコメントに対する考え方(第2回情報保全諮問会議以降)」に、情報公開制度における開示請求を通じて代替可能であるという回答がしっかりと明記されている。運用基準案I 2(2)「公文書管理法と情報公開法の適正な運用」においても、情報公開法の適正な運用として、情報公開・個人情報保護審査会のインカメラ審理もしっかり受けていくという説明が加えられている。
- 運用基準案の具体的な修正にまで至らなかった意見も多数あり、そのような意見も今後の運用に当たって十分に尊重していただきたいと考える。この法律の妥当性について、多数の意見が出ていることを踏まえて、内閣を中心に適切な運用がなされるように徹底していただきたいと思う。特に、指定そのものの適否、有効期間の設定や延長、そして保存や廃棄等の妥当性が徹底されるようにしていただきたいし、その検証についても念入りにしていただきたい。
- 何より重要なことは、このパブリック・コメントに対する政府の対応が国民の皆様にとどのように受け止めていただけるかということである。我々は一連のプロセスに深く関わってきて、これまでの経緯等を理解しているため、この資料2「意見募集に対し寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方(案)」を見ると、非常に丁寧に回答・解説をしていただいていると評価することができる。しかし、国民の皆様が見たときには、これを数値にしてしまうと、寄せられた意見に対してわずか2.5パーセントの意見しか取り上げていないというふうに否定的に取られるかもしれない。また、パブリック・コメントの終了からわずか2週間程度という短い期間が注目されて、本当に十分な検討が行われたのか、パブリック・コメントが単なる形式的な儀式に終わったのではないかなど、多くの批判が寄せられることも予想される。この点、誤解や懸念が生じることのないよう、パブリック・コメントの結果を公表する際には、600項目の意見に集約された理由、例えば、どのような内容に特に重複して同様の意見が寄せられたのか、また、パブリック・コメント期間中も随時検討作業を行っており、相応の時間をかけてじっくりと検討してきたという経緯も含め、しっかりと説明をしていった方が良いのではないかと考える。

- 今回の修正をもって、完全な形での運用基準案に仕上がったというわけではない。例えば、苦情処理、通報等の各種手続に係る処理期間や通報に係る文書の保存期間等についても、行政機関の間での統一性やバランスを図っていくことが重要であると準備室に対して意見を申し入れていたところであり、パブリック・コメントにおいても同趣旨の意見が寄せられているが、現時点では見通しが見つからない部分があるということで、今回特に修正は加えられていない。これらの点についても、実際の運用状況を踏まえ、今後とも必要な見直しを重ねていくことが重要であると考えている。
- 運用基準の見直しについて、現在の案では、施行後5年となっているが、何度も申し上げているとおり、この制度は日本で初めて作る制度であり、各省庁が協調しながら運用していかなければならないものでもあるので、どのようにすればスムーズに運用できるのか見えない部分がある。

世間で常識的なものとなっている制度であれば、5年ごとの見直しでも良いのかもしれないが、この運用基準については、問題があるごとに修正しなければ、他の問題が発生しかねないので、大きな部分は5年ごとに見直すこととしつつ、必要なものは迅速に変えていくといった姿勢で臨んだ方がよい。これまで制度構築に関わってきた者としては、必要に応じてこの見直しを行うことについて、当面、積極的に取り組んでいくべきと考えている。
- パブリック・コメントを通じて、より客観性・透明性を備えた政令案・運用基準案ができたと考えている。もちろん、完璧な制度というものはなく、米国における同制度も変動を重ねている。御指摘を受けながら、取り入れられなかった諸点については、制度の運用や国会への報告等を見ながら5年後の見直しの際に検討していただければ良いと考えている。
- 制度・基準の大枠ができたとして、その運用が適切になされるか否かは、やはり国民から注目されるであろうと思う。すべての国民の懸念が払拭されたわけではないが、国民の懸念を払拭するためには、運用を通じて信頼を積み上げていくしかないと考える。今後の運用状況について国民に公表されると理解しているが、可能な限りわかりやすい形での公表をお願いしたい。また、秘密の保護と運用状況の報告というものは、そのバランスが難しい面もあるかもしれないが、ある意味、国民からも運用状況の検証ができるように、可能な限りの公表をお願いしたい。
- 内閣府独立公文書管理監及び情報保全監察室の独立性をいかに確保していくかということが非常に重要であり、この点に多く国民の関心が寄せられている。したがって、この人選等を含め、政府において十分な検

討を経て、しっかりと対応をしていただくよう、重ねてお願いを申し上げます。

- 運用基準の見直しを行う際には、パブリック・コメントを実施することを前向きに検討いただけるということだが、是非そういった機会を利用して、国民の声を集める姿勢を維持していただきたいと考えている。

(運用基準案に対する御意見等)

- 報道・取材の自由については運用基準案においてかなり具体的にしっかり書き込まれていると考えるが、他方、陸上自衛隊情報保全隊に関する訓令について、外部からの働き掛けがあれば、情報保全隊の監視対象になるということが、仙台高裁における証人尋問で証言されており、その中では、広報を通じて申し込むものが取材であって、それ以外の働き掛けは取材ではないという証言がされている。これは昨年5月13日の証言であるが、その後、昨年7月、10月、12月と4回証人尋問が行われており、その中では、駐屯地の騒音についての苦情の電話を入れること、自衛隊について全く触れないで政党が街頭宣伝をすること、スーパーマーケットの前で反戦平和の歌を歌うこと、労働組合が春闘で街頭宣伝をすること等が外部からの働き掛けとして監視対象になり得るといった証言がされている。このことと特定秘密保護法第22条との整合性をどのように考えるべきであるかという問題がある。情報保全隊の根拠となっているものは訓令であり、これは内部規程であるという考え方の下、訓令で定められているものとするが、やはり、規定内容からすると、法律に格上げするのか、もっと上位規程で活動をどこまで行うかということを確認にしていかなないと、特定秘密保護法第22条及び運用基準案との整合性を保つことが難しいのではないかと考えている。情報保全業務自体が意味のないものであるとは考えてはいないが、法廷での証言記録を見ると、証人もどこまでの範囲のものが含まれるのかについて迷いながら証言をしており、これは情報収集・保全のやり方としては非常に問題がある。情報保全隊の活動の範囲に含まれるか否かという判断については、誰が証言し、誰が運用しようが、同じ判断となる必要があり、秘密保全の運用を適正にするためには、訓令そのものとその運用をどうすべきかということを考えるべきである。
- 立法の際にも公文書管理法が重要であるということを国会で審議いただいたが、今回の法律は、国の行政機関だけではなく、都道府県警察が実施機関となっている。しかしながら、都道府県において公文書管理条例を制定している自治体は現時点ではわずかである。多くの自治体は、要綱等により運用しており、その規定内容も千差万別であり、非常に細かく規定しているものから、とても大ざっぱな、非常に古い時代のもので、紙媒体の公文書しか想定していないものまである。都道府県警察は、都道府県が定める公文書管理についての要綱に基づき文書管理を行って

いるところ、国のレベルでは、公文書管理法、情報公開法及び個人情報保護法が一体となって制度化されていることから、都道府県のレベルにおいても、情報公開条例や個人情報保護条例に併せ、公文書管理条例を制定し、その実施機関に都道府県警察を含める必要がある。そのような整備を行わないと、警察庁や各省庁において、都道府県警察においてどのように公文書が管理されているのか把握できないし、現時点では、公文書の管理の在り方は都道府県によって様々である。情報保全の観点からも早急に取り組む必要があるものとする。

○ 外国政府が情報公開請求に応じて情報を開示した場合も非公知性が失われると考えるべきではないかと考えているが、政府による公表であっても、情報公開であっても、政府の保有する情報が外部に明らかになるという点では全く同じで、手続が違うだけである。例えば、公表情報であろうと、情報公開で明らかになった情報であろうと、日本政府側からすれば、その情報が自分たちの持っているものと同じであるかどうか確認をしなければならず、また、確認した結果、特定秘密の指定の解除をする際には、どの範囲まで非公知性が失われたものとして指定を解除するか判断を行わなければならない点は同じである。政府の外部に明らかになった情報について、情報公開により明らかになった情報と、外国政府が公表した情報という、公表の手順が違うだけで両者の取扱いに差異を設けることは合理的ではないと考える。いずれの場合であっても、日本政府として、特定秘密に指定されている情報との同一性を速やかに確認し、異なるものであれば指定を維持し、同一性があるのであれば、非公知性が失われたと判断すべきだろうと考える。

○ 運用基準案では、通報の際には、特定秘密を要約して通報しなければならないとされているが、このような規定であると、通報者が要約を誤った場合には、過失漏えい罪に問われる可能性がある。意図的な漏えいではないにしても、要約の仕方が悪かったということで、過失漏えい罪の構成要件に該当することになりかねない。そうであると、これは、通報者に対して、通報をするなどと言っていることと同じになってしまう。以前、事務局と協議をした際には、通報を受ける側が、通報者が漏えいすることのないような方法で聞き取りをしてはどうかと話したことがあり、それも一つのやり方ではあると思ったが、やはり、通報は、通報する側が行うものであるため、通報を受ける側がコントロールしきれない面がある。米国ではメールによる通報の受付も行われていると承知しているが、我が国において、通報が過失漏えいに当たり得るということは問題である。通報を受け付けるのは各行政機関の担当部署や独立公文書管理監という、行政内部の特定の部署であるので、受け付ける側のスタッフを適性評価を経た取扱業務者とするなどの必要な措置を講ずるべきであるとする。

特定秘密そのものを通報に用いることとしないほうが通報を受け付け

る側としては対応しやすいだろうが、通報に説得力をもたせること等を目的として、特定秘密をそのままの形で通報に用いた場合に漏えい罪に問われるというのはまずいのではないかと考えている。また、通報の場合は、通報を受け付ける側も行政内部にとどまっており、そこで公表されるリスクはないため、マスコミ等へ公表するのとは意味が異なっており、そちらが処罰されるにしても、行政内部に対する通報が特定秘密の過失漏えいの構成要件に該当し得る制度設計はすべきではない。

- 運用基準案V 4 (2)ア(ア) (行政機関に対する通報) の規定ぶりについては、通報者が通報を行う場合として、特定秘密に指定されている情報であっても指定の要件を満たしていないと考えて通報する場合等があり得るわけだが、今の「特定秘密である情報」という書きぶりでは、結論ありきのように見えるので、「特定秘密として指定されている情報」とすべきである。
- 運用基準案では、通報者についての差別的な取扱いの禁止についても細かく規定されているが、護衛艦「たちかぜ」いじめ自殺事件においては、原告代理人にアンケートの存在について通報した自衛隊の三等海佐について懲戒処分の手続が開始され、小野寺前防衛大臣の判断により手続が中止されたという経緯があった。ここで問題となったのは、情報の漏えいをしたという事実ではなく、職務上得た文書のコピーを任務終了後も保管していたという点であった。違法な特定秘密の指定が行われているとして通報しようとした者が、当該指定された情報を記録する文書を証拠としてコピーとして保有するということが考えられる。これは、情報保全の観点からは問題のある行為ではあるが、その問題の重大性と、本来であれば指定してはいけない情報を指定していたという問題の重大性を比較衡量した場合に、後者の方が重大ではないかと考えると、通報に利用するという目的に限り、特定秘密に指定された情報を記録する文書をコピーすることは、懲戒の対象とすべきではないと考える。したがって、不利益処分の禁止については、通報した事実のみではなく、これに関連する事情を理由に不利益処分をしてはならないと規定しないと、先の三等海佐のようなケースで懲戒処分を受けざるを得ない。通報者が処分されてしまう。通報制度は、重要な制度であり、通報先は限られているので、通報者の保護については万全を期していただきたい。
- 特定秘密である文書であるからといって、開示請求を受けた場合に、その一切を当然に不開示事由に該当するものとして取り扱うのではなく、何が特定秘密として指定されているのかを国民が知る手立てがなければ開示請求すらできなくなってしまうので、どこまでなら開示できるのかということについて、今後、慎重に検討していただきたいと思う。
- おそらく、法施行後、非常に早い段階で、多方面から、まずは特定秘

密指定管理簿に対し開示請求が行われるのではないかと予測される。特定秘密指定管理簿に記載される指定年月日や指定の有効期間、別表の該当する項目は、指定の適正を確保するためにも、国民に開示されてしかるべきものと考えており、特定秘密の概要についても、そもそも特定秘密として取り扱うことを要しない形で記述されているのだから、開示したとしても、我が国の安全保障に著しい支障を与えることには必ずしもならないのではないかと考えている。特定秘密指定管理簿に対する開示請求がされた場合の開示の是非について、是非とも、改めて慎重に検討していただきたい。いざ開示請求が来てから、請求を受けた行政機関の長に開示するかどうかの判断を任せるのではなく、今の段階から、一定の方針を考えていっていただきたい。

- 適合事業者については、契約によって規制していく部分がある。その契約の文言について、米国も、同様に、事業者と連邦政府との契約により規制している部分があるが、その内容は公開されている。適合事業者やその下請業者に対して法的拘束力を有するものであるので、その内容が施行時に公表されるのか、今後、省庁間で検討していく中で、我々委員にお示しいただけるのかということが、気になった点である。
- 適合事業者との契約については、適合事業者に対して法律で直接義務付けをしている部分と、契約で義務付けをしていく部分との整合性や、例えば、法律に比べ過剰な義務を課していないかどうかといった点について、事務局でも相当検討しているとは思いますが、できれば我々委員にも見せてもらって、意見を述べる機会を頂ければと思っている。
- 国家公務員法第100条等で規定されている罰則の対象となる秘密については、杉田内閣官房副長官の下で検討が進められていると承知しているが、事務局にいつその結果が示されるのかと問い合わせたところ、特定秘密保護法の施行時という回答であった。かなり概括的なものになると思うが、本来、国家公務員法等の秘密との関係性がもっと早く示されればよかったし、我々委員も理論的に詰めていければと思う。
- 国家公務員法第100条等の件については、国家公務員の守るべきルールとして列挙されている中の一つとして守秘義務があり、特定秘密も広い意味では守秘義務の対象の一部となるだろうが、いわゆる秩序罰なのでかなり広く解釈運用されている。国家公務員法の解説を見ても、あまり詳細には記載されていない。国家公務員法等との整合性を取るために、議論した方がよいのだろうか。
- 国家安全保障のための秘密保全の要請と情報公開の要請との調和をいかに図るかについては、諸外国においても、苦心を重ねてきた歴史があり、我が国における特定秘密保護法施行令案及び運用基準案の作成に当

たっては、このような諸外国の経験を参考にし、国際的相場観を踏まえた検討を行う必要があることを当初から申し上げてきた。

我が国が、諸外国における情報公開の進展と秘密保全の動向を的確に認識し、グローバルな視点から見ても遜色のない情報法制を発展させていくためには、オバマ大統領も提唱された「開かれた政府パートナーシップ (Open Government Partnership)」に参加することを検討する意義があるのではないかと考える。OGPはどの国でも自由に参加できるわけではなく、政府の透明性の観点からの評価で16点満点中12点以上であることが加盟資格になっているが、我が国は加盟資格を認められている。東アジアでは、我が国、韓国及びモンゴルのみが加盟資格があり、韓国はOGPの設立総会から参加しており、モンゴルも既に参加している。情報公開法は、最早先進国のみが有するものではなく、民主主義国家の標準的な法的インフラとなっており、中南米やアフリカでも急速に情報公開法制定の動きが進み、情報公開に最も遅れがみられた中東地域においても、「アラブの春」以後、情報公開法制定を目指す動きが進展しつつあり、世界における情報公開法制定国は既に100に達しているが、OGPの参加国は60に達している。我が国がOGPに参加することは、我が国が、民主主義・情報公開という価値観をこれらの国と共有することを国際的に発信し、我が国に対する信頼を確保することにもつながるものと考えられる。

- (6) 北村情報官から今後のスケジュール等について説明し、以下のとおり確認した。
- 本日委員から出された御意見の取扱いについては、会議後、事務局で整理した上で、委員に御報告する。
  - 委員への御報告の後、関係省庁との協議を経て、10月上旬を目処に閣議決定を行う。変更点等があれば、委員に速やかに報告する。
  - 法の施行は12月上旬を目途に調整を進める。
  - 次回の諮問会議については、特定秘密保護法第19条の規に定める国会報告を行うために開催するが、具体的な日程等については、座長と相談の上、決定する。
- (7) 閉会に当たり、松島大臣から、概要以下のとおり挨拶を行った。
- 森まさこ前大臣から特定秘密保護法の施行準備を引き継いだ。非常に重い仕事だと考えている。また、今回実施した意見募集で約24,000通もの御意見が寄せられたということは、本当に重いものだと認識している。委員の皆様からもこんなに意見が来るとは思わなかったとの御発言があったが、それらを事務方だけではなく委員の皆様も、暑い働く夏を過ご

して、丹念に目を通していただき、論点をまとめ、そのうち27項目についてかなり丁寧な修正を行ったものと考えている。皆様の御尽力に改めて感謝申し上げます。

- 本日もいくつかの御指摘、あるいは国民の懸念を払拭するための御意見を頂いた。色々と皆様方に報告させていただくことになると考えている。なお、この約24,000通の御意見に対してできるだけ丁寧に説明を返すようにとの指摘があった。大変な作業になるが、しっかりと進めてまいりたい。
  
- 今後、政府においては、10月上旬の特定秘密保護法の政令や運用基準の閣議決定を目指して、しっかりと最終調整を進めていく。また、先ほど総理からも御発言があったが、内閣保全監視委員会や独立公文書管理監、さらに情報保全監察室の整備も確実に進めていかなければいけない。こうした諸問題に対し、担当大臣として率先して取り組むとともに、今後も関係方面の方の御意見を伺い、また、国民の皆様の御理解をいただくよう、全力で努めてまいる所存である。12月上旬の特定秘密保護法の施行に向けて万全の準備を行ってまいりたい。  
委員の皆様方におかれては、今後も引き続き御協力いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

(以上)